

お客さま各位

瀬戸信用金庫

## 外国送金取引に関するお客さまへのお願い

平素は、瀬戸信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、国内外の法令・規制等の遵守および、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の一環として、お客さまとの外国送金取引につきまして、ご依頼内容のご説明や、資料のご提示等をお願いしております。何卒、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

**1. ご来店時にお持ちいただくもの****(1) ご本人さまであることを確認できる書類の原本**

- ・個人のお客さま：運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなどの顔写真付の本人確認書類
- ・法人のお客さま：登記事項証明書、事業内容を確認できる資料、来店者さまの本人確認書類など

**(2) 個人番号（マイナンバー）・法人番号が確認できる書類（届出がお済みでない場合）**

外国送金取引は、個人番号（マイナンバー）・法人番号の届出が必要となります。

**(3) 通帳、お取引印鑑**

現金（ご持参された現金や送金ご依頼日の直前に現金で口座にご入金された資金）による外国送金は取り扱っておりません。

**(4) お取引の内容を確認するための書類**

送金目的、お取引の背景、相手方とのご関係、送金原資など、お取引の詳細を確認できる書類のご提示をお願いしております。

<ご提示をお願いする資料の一例>

送金目的	ご提示をお願いする資料の一例
貿易・仲介貿易 物品購入	商業送り状・請求書（INVOICE）、売買契約書、船荷証券（B/L）、 輸入（輸出）許可通知書、原産地証明書 等
業務委託費用等	契約書、請求書 等
生活費、仕送り	ご依頼人とお受取人の関係を確認できる資料 等
自己口座への振替	通帳や口座の内容（口座名義・口座番号）を確認できる資料 等
資産運用・投資	投資契約を確認できる資料 等
貸付金、保険	金銭消費貸借契約や保険契約を確認できる資料 等
学費	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料 等
送金原資	ご提示をお願いする資料の一例
売上金	売上金が入金されている通帳、売上明細、決算書、確定申告書 等
給与	給与が入金されている通帳、給与明細、源泉徴収票 等
借入金	金銭貸借契約を確認できる資料 等
相続・保険金	相続関係書類、保険契約を確認できる資料 等

他の金融機関からの振込など、当金庫口座の取引履歴で送金原資が確認できない場合は、売上や給与が入金されている他金融機関の預金通帳などのご提示をお願いいたします。

## (5) 外国送金依頼書

ホームページ掲載のPDF版依頼書を作成いただき、印刷してお持ちください。

<外国送金取引に必要な情報> (「英数大文字」でご記載下さい)

お受取人氏名	・英字氏名のフルネーム ※ミドルネーム等の省略表記は不可。
お受取人住所 (実際の住所・所在地)	・国名、州名(米国の場合)・省名(中国の場合)、都市名および電話番号 ※住所にP.O.BOX(私書箱)を含む場合は詳細な住所をご記載下さい。
お受取人取引銀行	・銀行名・支店名および銀行住所(国名、州名・省名、都市名) ・SWIFT(BIC)コード (SWIFT(銀行間通信網)において銀行を特定する8桁または11桁のコード) ※ABA/ROUTING NUMBER(米国)、SORT CODE(英国)など、各国で利用されている銀行を特定するコードがあればご記載下さい。
お受取人口座番号	・欧州などIBAN(所在国、銀行、支店および口座番号を特定するための国際規格コード)を採用している国・地域の場合はIBANをご記載下さい。
送金目的	・英文で具体的にご記載下さい。 例) 入学金・授業料等: SCHOOL EXPENSES, TUITION 等 生活費: LIVING EXPENSES 等 ・貿易/仲介貿易の場合は「商品名、原産地(国名)、船積地(船積港の属する都市名)、仕向地(都市名・国名)」が必要です。

## 2. 詳しくお伺いする事項

- (1) お取引の目的、お取引の背景(商流等)に関する事
- (2) 送金の相手方・取引関係者・関係地(船積地等)に関する事、ご関係など
- (3) 送金原資(送金原資の出所等)に関する事

## 3. ご注意事項

以下の点をご了承のうえ、お申込みください。

- 当金庫からの依頼にご協力いただけない場合や、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- お取引の内容やご提示いただいた書類を確認するため、受付が完了するまでにお時間を要します。新規取引等は所定の審査のため、当日の受付とならない場合があります。
- 例示した資料以外の資料のご提示をお願いすることや、訪問による確認をさせていただく場合があります。
- 特定の国に居住・所在している方等とのお取引等をされる場合は、資産・収入の状況等を確認させていただく場合があります。
- 真の送金人・受取人が別途存在し、その実態が不明な取引については、お手続きをお断りさせていただく場合があります。
- お受取人の所在国と受取銀行、船積地が同一地域ではない、特定の国・地域が関連する取引、特定品目が関連する取引は、公的資料のご提示をお願いする場合があります。
- その他の確認事項として、ご職業、事業内容、今後のご送金予定・金額のほか、ご依頼人が法人の場合、その法人を実質的に支配することが可能となる自然人等についてお伺いする場合があります。
- 中継銀行や受取銀行の要請により、後日追加の資料提示をお願いする場合があります。

お問い合わせ先： 国際業務部フリーダイヤル：0120-551-039(平日9:00~17:00)